

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年10月7日（金）午前11時00分～11時30分
2. 開催場所 大和高田市役所 4階会議室
3. 出席委員 (17名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 その他

- 1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件
- 2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
- 3) 使用貸借契約の消滅について
- 4) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 ただ今から10月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、委員17名、全員出席されていますので、総会は成立していることをご報告致します。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとのお声がありましたので、本日の議事録署名委員に7番、梅田委員さんと、8番、稲岡委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の仲川局長と龍補佐を指名致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局

それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件を説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、贈与による権利移動でございます。番号1番、申請地、大字出□□番地(田)1,248㎡、及び大字出□□番地(田)1,207㎡、譲受人、大字田井□□□□(持分□/□)、□□□□□(持分□/□)、□□□(持分□/□)、譲渡人、大字田井□□□□、申請理由は、贈与による所有権の移転のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、24,106㎡と下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、県営住宅高田東団地より□□へ約200mのところでございます。以上、議第1号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請書に記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、現在保有する農地と、今回、権利を取得する、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの譲受人及び譲渡人は同一世帯で農業経営をされていますので、その耕作に必要な機械の保有状況と、農作業の従事状況など、いずれも現在保有しているすべての農地を耕作されていますので、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれることから、支障がないものと判断致します。次に、権利を取得した後に、農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、世帯員等の農作業の従事状況からしても、それぞれの受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、世帯員等が行う耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的な利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件の申請内容から致しますと、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可物件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議長

なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。次に、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局

議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買及び賃貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字西坊城□□□番1(畑)487㎡、譲受人、旭北町、株式会社□□□□□、譲渡人、大字西坊城□□□□、申請地は、売買による所有権移転で、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、高田総合グラウンドより□へ約150mのところであります。番号2番、申請地、大字藤森□□番1(畑)296㎡、大字藤森□□番2(畑)121㎡、大字藤森□□番3(畑)24㎡、大字藤森□□番地(畑)485㎡、譲受人、大字藤森□□□□□□□□□□、譲渡人、大字藤森□□□□、申請地は、売買による所有権移転で、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、青垣園より□へ約20mのところであります。番号3番、申請地、今里川方□□番2(田)994㎡、譲受人、旭南町□□□□□□株式会社、譲渡人、旭南町□□□□□、申請地は、賃貸借権の設定により露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、クリーンセン

ターより□へ約200mのところであります。以上、議第2号につきましては3件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。1番の西坊城の申請ですが、畑はありますが、現在休耕されておりました。東側、西側及び北側は住宅に南側は道路に囲まれた農地です。トラックなど工事車両の駐車場として使用されるそうで、降り口に盛り土し勾配をつけて進入出来るように造成し、雨水は自然浸透で今までのとおり排水される計画です。農地部会としては妥当な申請であるものと判断致しました。次に、2番の藤森の申請ですが、申請人の□□□が現在使用している駐車場が施設から遠く、近くに駐車場を確保したいための申請です。現在、申請農地では水稻を作付けされております。周囲の現況は東側、西側は道路、北側、南側は田です。ブロックを積み、U字溝を設け造成され、排水は東側の水路に排水する計画です。農地部会では妥当な申請であるものと判断致しました。続きまして、3番の今里川合方の申請ですが、申請者の□□□□さんが、申請地の北側に工場を新築する計画があり、工事の際の工事関係者の駐車場とし、工場完成後は、社員の駐車場として使用する計画の申請です。申請地は現在農地として水稻を作付けされております。申請地の周囲は、東側は堤防、西側は道路、南側、北側は農地です。ブロックを積んで、U字溝を設けて造成し、排水は西側の水路へ排水する計画です。農地部会では妥当な申請であるものと判断致しました。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願ひます。

事務局 　それでは説明させていただきます。大字西坊城の申請地の農地区分は第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、預金通帳の写しも添付されております。転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より早々に着手したいとのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的からしても妥当な面積であると考えます。次に、大字藤森の申請地の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設されている4m以上の道路に面した農地で、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の預金通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手とのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。続いて、大字今里川合方の申請地の農地区分につきましては、10ha未満の農地に囲まれ、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の預金通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手するとのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からして妥当な面積であると考えます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願ひ致します。

(なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。次に議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案書2ページをお願い致します。議第3号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部としてこの証明書の添付が必要になるものでございます。番号1番、申出農地、大字神楽□□□番1(田)1,031㎡、申出者、大字築山□□□□、申出事由の生じた者、大字築山□□□□、申出事由は、身体の故障のためでございます。本件の農業の主たる従事者の確認につきましては、あらかじめ事務局で調査書により、平成28年9月26日に事実確認調査を致しております。また、本件の調査確認事項と致しまして、まず、本人が農地基本台帳に登載されていること、また、買取り申出農地が現地調査の結果、農地として耕作されていること、さらに、地元担当の奥本委員さんへの照会により、以前は本人が農業に従事していた旨の確認を致しました。以上の結果□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第3号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号、その他の1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に、議第3号、その他の2番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願い承認についてを議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第3号、その他の2番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願い承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願い出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。番号1番、所在地、大字大谷□□番1(田)2,165㎡、大字大谷□□・□□合併1(田)1,619㎡、大字大谷□□□番1(田)506㎡、大字大谷□□□番地(田)1,071㎡、大字大谷□□□番地(田)2,591㎡、相続人、大字大谷□□□、被相続人、大字大谷□□□□、以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により平成28年9月26日に現況が農地として耕作されていることの実事確認を致しましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手で願います。

(なしの声あり)

議 長 ご質問などが無いようですので採決致します。それでは、議第3号、その他2番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号、その他の2番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願い承認については、事務局処理に決定致します。それでは議第3号、その他3番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案書4ページをお願い致します。議第3号、その他の3番、使用貸借契約の消滅について説明致します。1番、解約する農地、大字今里川合方□□番2(田)994㎡、借受人、大字田井□□□□、貸出人、旭南町□□□□□、理由は、転用するためであります。以上、使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、異議がないものとして採決致します。それでは、議第3号、その他の3番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議第3号、その他の3番は事務局処理に決定致します。次に入ります。議第3号、その他4番、専決処分の報告について報告第1号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第3号、その他4番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した時の届出分について、専決処理を行った事後報告でございます。番号1番、申請地、大字曾大根□□□番1(田)1,231㎡、相続人、葛城市笛堂□□□□、平成28年8月31日、相続による権利の取得の届出で、あっせんの希望はされていません。以上、報告第1号につきましては、1件の届出でございます。

議 長 ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて議第3号、その他4番、専決処分の報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第3号、その他の4番、専決処分の報告について報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成28年8月26日から平成28年9月26日までの報告分でございます。番号1番、転用届出地、甘田町□□□番3(畑)818㎡、譲受人、旭北町、株式会社□□□□□、譲渡人、檀原市東坊城町□□□、転用目的、露天駐車場、売買による所有権移転でございます。番号2番、転用届出地、甘田町□□□番2(畑)339㎡、譲受人、甘田町□□□□、譲渡人、大字曾大根□□□□、転用目的、露天駐車場、売買による所有権移転でございます。番号1番、2番いずれも平成28年9月5日に確認委員の中島委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係2件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、異議がないということで報告第2号を終わります。確認委員の中島委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

議 長 議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようです。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで10月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 松田 榮義

署名委員 梅田 昌宏

署名委員 稲岡 丈介